

新たな製造所固有記号制度の概要

平成28年1月
消費者庁食品表示企画課

見直しの経緯①

○従前の制度における製造所等の表示の考え方

- ・ 食品表示に係る法令（食品衛生法）においては、食品に起因する衛生上の危害が発生した場合に、行政機関がその原因となる場所を特定し、危害の拡大を防止するため、製造所の所在地等の表示を義務付けているところ。
- ・ あわせて、表示面積が限られていること等への配慮から、製造所の所在地等の表示について、製造所固有記号と呼ばれる記号で代替的に表示する制度が存在。

（例）

名称	いちごジャム
原材料名	いちご、糖類（砂糖、ぶどう糖）、ゲル化剤（ペクチン：りんご由来）、酸味料
内容量	170 g
賞味期限	平成27年5月31日
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
販売者	〇〇食品（株） KS 東京都千代田区永田町 2-1-1

製造所固有記号

見直しの経緯②

○製造所固有記号制度の見直し経緯

- 一方、消費者への情報提供の充実の観点から、製造所固有記号制度の見直しを求める意見があり、食品表示法の国会審議(平成25年)においても、見直し検討を求める附帯決議が決定されたところ。
- 食品表示法の成立後、平成25年から平成27年にかけて食品表示基準の検討を行い、上記事情等を踏まえ、製造所固有記号制度について、消費者への情報提供の充実とともに、事業者の実行可能性を踏まえ、見直し案を策定したところ。
- 食品表示法は、平成27年4月に施行されているが、新たな製造所固有記号制度については、消費者に対する情報提供の充実の観点から、データベースを構築することとしており、データベースの運用開始に合わせて平成28年4月1日の施行を予定。

2

食品表示法(平成25年法律第70号)の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【本法】

- 食品を摂取する際の安全性
- 一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【旧3法】

- 食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- JAS法…品質に関する適正な表示
- 健康増進法…国民の健康の増進

○基本理念(3条)

- 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準

(4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
- ①名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ②前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

(5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等

(6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等

(8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等

(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実と相違する表示行為・おそれへの差止請求権
(適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任

(15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則

(17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～平成27年4月1日
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

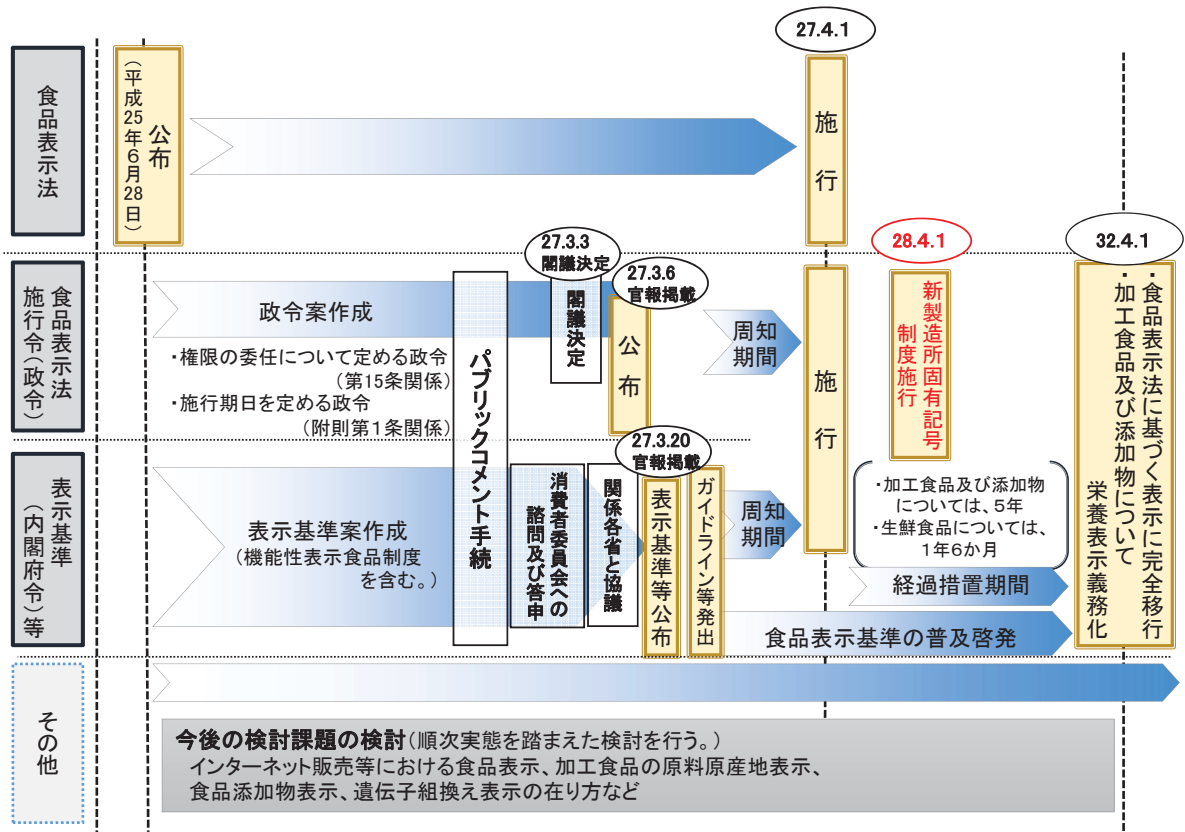
(参考)表示基準(内閣府令)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、内閣府令で規定
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- ・新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。
(消費者基本計画 平成27年3月24日閣議決定)

(参考)新食品表示制度のタイムスケジュール



4

新たな製造所固有記号制度の見直しポイントなど

○新たな製造所固有記号制度において見直したポイントは以下の3点。

1 製造所固有記号を使用できる要件の見直し

⇒「原則として、同一製品を二以上の製造所で製造する場合」に使用可能と見直し。

2 事業者の応答義務の新設

⇒製造所固有記号が示す製造所等に係る消費者からの問合せに対する、事業者の応答について新たに規定。

3 製造所固有記号の届出・表示方法等の見直し

⇒データベースの新設、更新制導入等を措置。

なお、新たな製造所固有記号制度の内容については、

- ① 「食品表示基準」(平成27年内閣府令第10号)
 - ② 「食品表示基準について」(平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知。(平成27年12月24日最終改正)以下「消費者庁通知」という。)
 - ③ 「食品表示基準Q&A」(平成27年3月30日付け消食表第140号消費者庁食品表示企画課長通知。(平成27年12月24日最終改正))
- において規定しているところ。

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号) 第3条第1項(義務的表示事項)の表から抜粋

原則

1 **製造所又は加工所**(食品の製造又は加工(当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工(調整及び選別を含む。))に限る。以下この表において同じ。))が行われた場所)の**所在地**(輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場の所在地)及び**製造者又は加工者**(食品を調整又は選別した者を含む。)の**氏名又は名称**(輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者の氏名又は名称)を表示する。

2 (略)

製造所固有記号に係る規定

3 1の規定にかかわらず、**原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては**、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号(アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるもの)に限る。以下この項において同じ。)又は販売者(乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。以下3において同じ。)の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号(以下「**製造所固有記号**」という。)の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。

- 一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先
- 二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)
- 三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

6

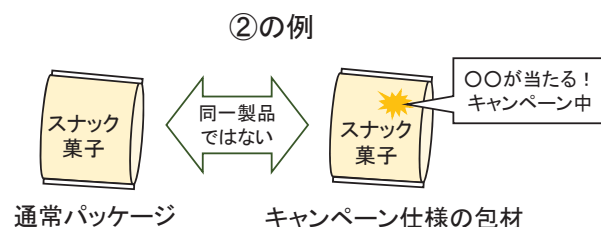
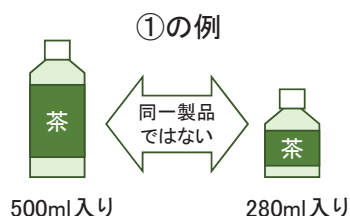
使用要件の見直し①(「同一製品」の考え方)

○同一製品の考え方については、以下のとおり整理(消費者庁通知)。

- ・「同一製品」とは
同一の規格で同一の包材を使用した製品であること。
- ・「同一の規格」とは
原材料及び添加物の配合、内容量等、包材に表示される内容が同一であること。
- ・「同一の包材」とは
いわゆるデザイン部分が同一であるとともに、いわゆる表示部分(法定されている表示のみならず法定されていない表示も含む。)についても同一であること。

※「同一製品」に該当しない例

- ① 原材料及び添加物の配合が同一であるが、内容量が異なるもの
- ② 通常パッケージと異なり、キャンペーンや季節仕様のデザインが印刷されているもの

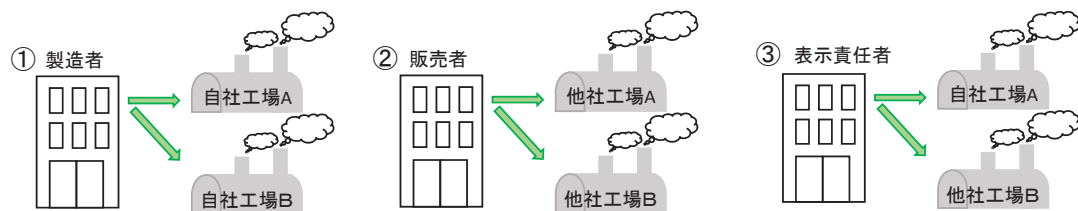


7

使用要件の見直し②（「二以上の製造所」の考え方）

○「二以上の製造所」とは

- ① 自社の2以上の工場で製造している場合
- ② 他社に製造を委託して2以上の工場で製造している場合
- ③ 自社の工場と他社に製造を委託した工場で製造している場合と整理（消費者庁通知）



※ 事項名について

上記③の場合、表示責任者は、自社工場との関係では「製造者」、他社工場との関係では「販売者」となるため、事項名をあらかじめ包材に印刷できないという問題が生じるが、以下の理由から、この場合に限っては、事項名を表示しなくてもよいこととする。

- ・ 食品表示基準において、別記様式1による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を許容していること
- ・ 一括表示内に、一人の者の氏名又は名称及び住所しか表示されていなければ、その者が表示責任者であることは明白であり、事項名がなくても同等程度に分かりやすいと判断が可能であることを踏まえた整理

＜一括表示欄のイメージ＞

名称	焼き菓子
原材料名	小麦粉、砂糖、バター…
添加物	膨張剤、香料…
内容量	100g
賞味期限	〇〇. 〇〇. 〇〇
保存方法	高温多湿を避けて常温保存してください。
CAA食品株式会社 + CAA123 東京都千代田区永田町△-△-△	

③の場合は、事項名を表示しなくてもよいこととする。

8

使用要件の見直し③（「二以上の製造所」の例外）

○「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」は、製造所固有記号の届出時に、
 ① 複数の製造所が、それぞれ、食品の衛生状態を最終的に変化させる場所であること
 ② 製造所固有記号の使用によって包材が共有化されること
 と整理（消費者庁通知）。

※ただし、事業者の生産実態等を踏まえ、以下の例外を規定（消費者庁通知）。

例外1 製造計画書を添付する場合

届出時に一つの製造所で製造を行っている場合であっても、製造所固有記号の有効期間内（5年）に同一製品を別の製造所で製造することが予定されている場合は、その予定されている製造所に関する製造計画書を添付して届け出ることにより、当該製造所に現に製造を行っている製造所と同様に扱い、製造所固有記号の使用を認める。

製造計画書（イメージ）

二以上の製造所で製造を予定する理由					
No.	他の製造所で製造する予定がある商品			左記商品を製造する予定がある製造所	
	商品名	内容量等	特記事項	製造者の氏名又は名称	製造所の所在地

9

例外2「加工所」の取扱い

同一製品を2以上の加工所で加工（食品の衛生状態を最終的に変化させるものに限る。）している場合は、引き続き製造所固有記号の使用を認める。

従来、食品衛生法において製造所固有の記号を使用することができた場所のうち、食品表示法において「加工所」と取り扱われることとなった場所※について、制度の変更により特定の事業者によりのみ製造所固有記号が使用できなくなるという不利益が生じることに配慮したものの。

※ 製造された食品の衛生状態を最終的に変化させるような小分け作業を行う場所をいう。

例えば、うなぎ蒲焼をバルクで仕入れて小分けし、包装するなど衛生状態の変化が生じる場合がこれに該当する。

例外3 他の法令によりトレースの制度が確立している場合

他の法令の規定により、最終的に衛生状態を変化させた場所及び当該行為を行った者に関する情報の厳格な管理が行われているような場合であって、かつ、当該法令その他関係法令に基づく表示から、最終的に衛生状態を変化させた者又は場所が特定できる場合は、製造所固有記号の使用を認める。

10

応答義務の内容

○消費者から問合せがあった場合の事業者における応答義務の具体的内容（消費者庁通知）

- 「製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先」

当該連絡先は、**製造所固有記号が表す製造所所在地及び製造者の氏名又は名称について回答できる者の電話番号**を表示するものとする。

この場合、当該連絡先において製造所の所在地又は製造者の氏名又は名称を回答できない旨の応答をすることは認められない。

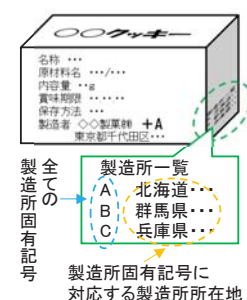
- 「製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）」

そのアドレスにアクセスした結果、アクセスした者が**速やかに製造所の所在地等の情報を把握することができるアドレス**を表示するものとする。

アクセスしたウェブサイトの見やすい箇所に製造所固有記号情報のリンクを掲載する方法でもよい。

- 「当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号」

当該製品を製造している**全ての製造所の所在地、製造者の氏名又は名称及び製造所固有記号**（表示責任者名と製造者の氏名又は名称が同一である場合には、当該製品を製造している全ての製造所の所在地及び製造所固有記号）を表示するものとする。



11

届出方法①（データベースの導入）

○製造所固有記号の届出（新規・更新・変更・廃止）は、**食品関連事業者が製造所固有記号制度届出データベースにおいてオンライン手続により行う。**

○**届出者**（製造所固有記号の届出において基本情報を登録すべき食品関連事業者）は、**表示内容に責任を有する製造者※¹又は販売者※²**

※¹ 乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理業者）

※² 乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。

○製造所固有記号について

・**一つの製造所につき、一つの製造所固有記号**の取得が認められる。

ただし、一つの製造所が複数の販売者から製造を委託されている場合には、当該製造所と複数ある販売者の組合せごとに、製造所固有記号の取得が必要となるため、一つの製造所に複数の記号が認められる。

・同一の製造所で製造される製品ごとに製造所固有記号を変えることは認められない。

・製造所固有記号は、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せであり、**文字数は10文字以内**とする。

届出方法②（更新制の導入）

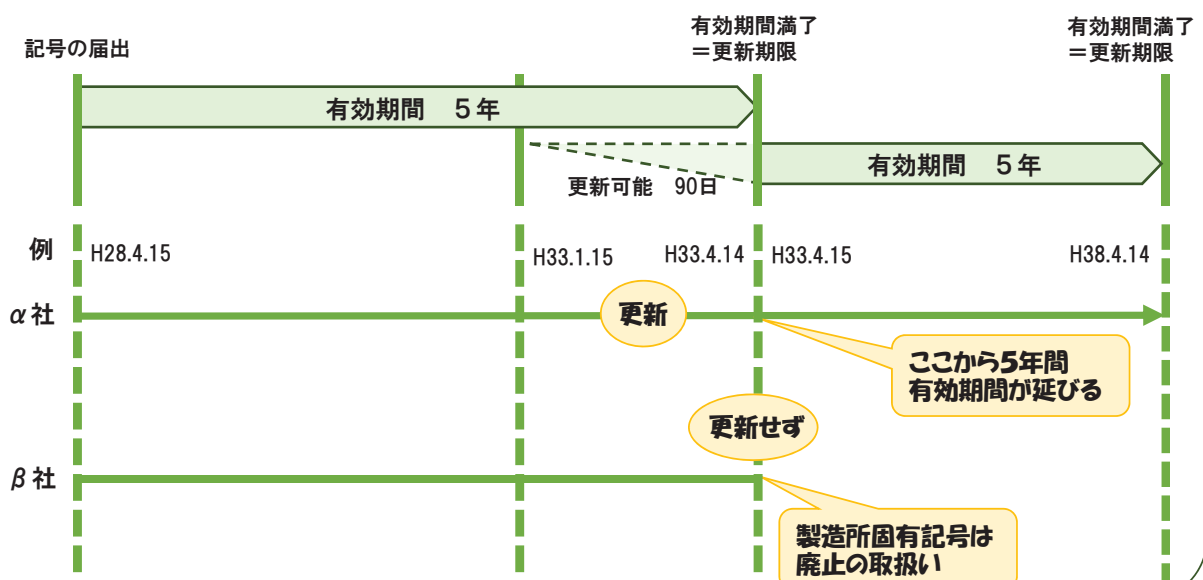
○更新の届出

・製造所固有記号の有効期間を5年とし、更新制を導入。

・有効期間経過後も継続して使用する場合は、届出情報の更新が必要。

・届出情報の更新は、更新期限の90日前から可能。

・更新期限までに届出情報の更新を完了しない場合には、当該製造所固有記号は廃止の扱いとなり、更新期限を経過した日以降に製造した製品には使用不可。



届出方法③（変更届・廃止届）

○変更の届出

- ・製造所に係る届出情報に変更が生じた場合は、変更の届出を行う。
- ・次の届出情報の変更は、製造者又は販売者と製造所固有記号の組合せから製造所を特定することが困難となるため認められない。
 - ①自らの製造所で製造する場合：製造所の所在地の変更
 - ②他者の製造所に委託して製造する場合：委託先の製造者の氏名又は名称及び製造所の所在地の変更

これらの場合には、当該製造所固有記号の廃止の届出を行うとともに、廃止した製造所固有記号と異なる製造所固有記号により、新たに届出を行うものとする。

	製造者		製造所		販売者	
	氏名又は名称	住所又は所在地	名称	所在地	氏名又は名称	住所又は所在地
自らの製造する場合	○	○	○	×		
委託して製造する場合	×	○	○	×	○	○

○廃止の届出

- ・製造所固有記号を取得している製造所の使用を中止した場合は、廃止の届出を行う。
- ・以下の場合には、廃止の届出は不要とする。
 - (1)一つの商品の製造は取り扱わなくなったが、他の商品の製造を行っている場合
 - (2)一度、全商品の製造は中止するが、製造所固有記号の有効期間内に再び商品の製造をする可能性がある場合

14

表示の方法について

- 新たな製造所固有記号制度においては、「+」を冠して製造所固有記号を表示。
(業務用食品についても同様)。
- これは、経過措置期間(後述)において、新旧の製造所固有記号が併存する形となることを踏まえ、新旧どちらの制度に基づく記号であるかを明確にすることにより、行政の監視の実効性確保や、消費者への情報提供を図るために措置するもの。

(例)

名称	焼き菓子
原材料名	小麦粉、砂糖、バター……
添加物	膨張剤、香料……
内容量	100g
賞味期限	〇〇. 〇〇. 〇〇
保存方法	高温多湿を避けて常温保存してください。
製造者	CAA食品株式会社 +CAA123 東京都千代田区永田町△-△-△

15

経過措置期間の取扱いについて

○ 消費者の混乱を避けるため、旧基準に基づく表示と新基準に基づく表示の混在は、原則として認めないことから、

① 新基準に基づき表示した包材を製品に使用する場合は、新制度に基づき取得した製造所固有記号を使用

② 経過措置規定を適用し、旧基準に基づき表示した包材を製品に使用する場合は、旧制度に基づき取得した製造所固有記号を使用

することとする。

※ ただし、以下については、新基準に基づき表示した包材に、旧制度に基づき取得した製造所固有記号の使用を認める。

◆新制度において、製造所固有記号を取得できる場合にあっては、新制度に基づく製造所固有記号の届出に関する手続等が完了するまでの間

◆新制度において、製造所固有記号を取得できない場合にあっては、経過措置期間

なお、旧制度に基づき取得した製造所固有記号を使用する場合であっても、消費者への情報提供の観点から、応答義務に係る事項を表示することが望ましい(「応答義務の内容」参照)。

経過措置期間中(H28.4.1～H32.3.31)

包 材	記 号	可否
新	新	○
旧	旧	○
新	旧	○※
旧	新	×

経過措置期間経過後(H32.4.1～)

包 材	記 号	可否
新	新	○
旧	旧	×
新	旧	×
旧	新	×

※ 新制度において、製造所固有記号を取得できる場合にあっては、新制度に基づく製造所固有記号の届出に関する手続等が完了するまでの間とする。